

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類  | 定期監査及び行政監査  |
| 2 | 監査の対象   | ぎふ魅力づくり推進部<br>令和3年度4月～8月分 必要に応じて令和2年度分              |
| 3 | 監査の着眼点  | 令和3年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所  |
| 5 | 監査の日程   | 令和3年10月1日～令和3年11月11日                                |
| 6 | 監査の結果   |   |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 地方自治法施行令第168条の5は、「指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と規定しているが、本市においては、「速やかに」を「原則としてその日中」と解して運用している。

しかしながら、スポーツ教室受講料について、例外的事由が認められないにもかかわらず、収納したその日に払込みをしていない事例が見受けられた。

イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、歴史博物館が備品管理システムに記録している備品について、所在を確認できないものがあった。

ウ 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったとき

は、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、観光コンベンション課及び市民スポーツ課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、地方自治法施行令及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

## (2) 事故の防止について

令和2年4月から令和3年8月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。

## (3) 事故の防止について

令和2年4月15日、鵜飼観覧船事務所において、建造した鵜飼観覧船を係留所へ移動させるため、クレーンで観覧船を吊り上げた際、事務所の屋根の雨どいを損傷させた。

同様の作業を行う場合には、安全管理を徹底されたい。